名古屋市重度障害者等就労支援事業の手引き（事業者用）

第１章　事業概要について

１　趣旨

名古屋市重度障害者就労支援事業は重度障害者等の通勤時や職場等における支援を行う地域生活支援事業（市町村事業）におけるサービスです。

２　対象者

市内在住の障害者で、①のサービスの支給決定を受けている者で、かつ、②のいずれの要件にも該当すると認められる自営業者等（※被雇用者の方は対象外）

①対象となる障害福祉サービス
　重度訪問介護、同行援護、行動援護
②要件
　ア　就労時間が１週間のうち 10 時間以上である者（就労時間を当該年度末までに 10 時間以上に引き上げることを目指すことが確認できる者も含む）
　イ　就労することにより所得の向上が見込まれる者
※上記①の同行援護の支給決定を受けていない者について、同行援護アセスメント票により同行援護の対象者要件に該当することが確認できる場合には、支給決定を受けていると同等であるとみなすことを可能とする。

３　支援内容

就労している重度障害者等への就労中（職場や通勤時）における必要な支援
※詳細は第２章「４サービス提供（４）支援の範囲について」を参照。

４　支給決定区分

２の対象者要件に基づき、以下の区分を決定する。

対象者要件	決定区分
重度訪問介護の受給者	重度障害者等就労支援（重度訪問介護重度包括支援） 重度障害者等就労支援（重度訪問介護区分６該当者） 重度障害者等就労支援（重度訪問介護その他）
同行援護の受給者	重度障害者等就労支援（同行援護対象者）
行動援護の受給者	重度障害者等就労支援（行動援護対象者）

５　支給期間

原則支給決定日から１年間

６　支給量

原則１月あたり１８４時間以内

７　サービス費用

別表１のとおり

８　利用者負担額

別表２に示す額。ただし、重度障害者等就労支援受給者証に記載の負担上限月額を限度とする。

９　サービス提供事業者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条の規定により重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業者指定を受けた事業者を、重度障害者等就労支援事業のサービス提供事業者とする。

10　実施年月日

令和４年４月１日

別表1

所要時間	費用の額		
	重度訪問介護対象者※1	同行援護対象者	行動援護対象者※2
20分～30分		2,100円	2,900円
30分超～1時間	2,000円	3,300円	4,500円
1時間超～1時間30分	3,000円	4,800円	6,500円
1時間30分超～2時間	4,000円	5,500円	8,100円
2時間超～2時間30分	5,000円	6,200円	9,800円
2時間30分超～3時間	6,000円	6,900円	11,400円
3時間超～3時間30分	7,000円	7,600円	13,000円
3時間30分超～4時間	8,000円	8,300円	14,700円
4時間超～4時間30分	9,000円	9,000円	16,300円
4時間30分超～5時間	10,000円	9,700円	17,900円
5時間超～5時間30分	11,000円	10,400円	19,600円
5時間30分超～6時間	12,000円	11,100円	21,200円
6時間超～6時間30分	13,000円	11,900円	22,800円
6時間30分超～7時間	14,000円	12,600円	24,500円
7時間超～7時間30分	15,000円	13,300円	26,100円
7時間30分超～8時間	16,000円	14,000円	27,700円
以降30分ごとに	1,000円加算	700円加算	―
外出加算※3	1,500円	―	―

※1　重度障害者等包括支援対象者には15%、障害支援区6該当者には8.5%を加算した費用（100円未満は切り捨て）とする。

※2　8時間を超える場合の費用の額は、一律27,700円とする。

※3　就労中に外出する場合は一日につき、1500円を加算する

※4　重度訪問介護対象者、行動援護対象者について、同一の事業者が、1日に複数回のサービス提供を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。

なお、この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定を行う。

なお、1日の範囲内に複数の事業者がサービス提供を行う場合には、それぞれの事業者ごとの1日分の所要時間を算定する。

※5　同行援護対象者について、同一事業者からサービス提供される場合、サービス提供の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の時間を通算して算定する。

別表２

利用時間	1 割負担分		
	重度訪問介護対象者※1	同行援護対象者	行動援護対象者※2
20 分～30 分		210 円	290 円
30 分超～1 時間	200 円	330 円	450 円
1 時間超～1 時間 30 分	300 円	480 円	650 円
1 時間 30 分超～2 時間	400 円	550 円	810 円
2 時間超～2 時間 30 分	500 円	620 円	980 円
2 時間 30 分超～3 時間	600 円	690 円	1,140 円
3 時間超～3 時間 30 分	700 円	760 円	1,300 円
3 時間 30 分超～4 時間	800 円	830 円	1,470 円
4 時間超～4 時間 30 分	900 円	900 円	1,630 円
4 時間 30 分超～5 時間	1,000 円	970 円	1,790 円
5 時間超～5 時間 30 分	1,100 円	1,040 円	1,960 円
5 時間 30 分超～6 時間	1,200 円	1,110 円	2,120 円
6 時間超～6 時間 30 分	1,300 円	1,190 円	2,280 円
6 時間 30 分超～7 時間	1,400 円	1,260 円	2,450 円
7 時間超～7 時間 30 分	1,500 円	1,330 円	2,610 円
7 時間 30 分超～8 時間	1,600 円	1,400 円	2,770 円
以降 30 分ごとに	100 円加算	70 円加算	―
外出加算	150 円	―	―

※1　重度障害者等包括支援対象者は概ね 15%、障害支援区 6 該当者は概ね 8.5%を加えた額（10 円未満は切り捨て）が 1 割負担分となる。

※2　8 時間を超える場合は一律 2,770 円の負担となる。

第２章　サービス提供の流れ

利用者から重度障害者等就労支援事業の利用希望があった場合は、以下の手順でサービス提供を行うこと。

１　支給決定対象者の確認

利用者から重度障害者等就労支援事業の利用希望があった場合は、重度障害者等就労支援受給者証により、支給決定対象者であることを確認する。また、受給者証により、利用者の支給決定区分を確認する。

【受給者証への記載例】

「支給量等」欄　（記載例）		「特記事項欄」
重度障害者等就労支援支援 （重度訪問介護重度包括支援）	368 時間／月	２人介護可

２　契約の締結

サービス提供事業者は、重度障害者等就労支援受給者証においてひと月の支給量、利用者負担上限月額を確認後、利用者とサービス利用に関する契約を締結する。

３　個別支援計画の作成

サービス提供事業者は、契約内容、利用者の希望等を踏まえ、具体的な支援内容、目標等を記載した個別支援計画を作成する。

４　サービスの提供

（１）個別支援計画に沿ったサービス提供

サービス提供事業者はひと月の契約支給量の範囲内で､個別支援計画に沿ったサービス提供を行う。

（２）利用者負担額管理表について

利用者負担額が発生する利用者については、受給者証と併せて交付する利用者負担額管理表において、上限負担月額の管理を行う。

（３）身分証明書の提示について

サービス提供事業者は、身分を証する書類（重度訪問介護事業所等で作成した身分証で可）を携行し、利用者から提示を求められたときは、これを提示すること。

（４）支援の範囲について

重度障害者等が自営業者等として就労する場合において、就労中にかかる必要な支援を行う。（対象者ごとの具体的な支援内容は以下の通り。）

① 対象となる支援

ア　重度訪問介護、行動援護対象者

〇通勤、出張等の外出に伴う移動中の介護

〇勤務中の排泄、食事、見守り及びコミュニケーション等の必要な支援

イ　同行援護対象者

〇通勤、出張等の外出に伴う移動中の介護、視覚情報の提供等

〇外出先での必要な支援

〇経済活動に関わる視覚情報の提供及び代筆、代読等

② 対象とならない支援（利用不可）

〇ヘルパー（介護者）が主体的に行う業務

〇ヘルパー、利用者が車（自動車等含む）の運転を行う場合

〇１回の支援時間が２０分未満（重度訪問介護対象者の場合には１日の支援時間が４０分未満）

５　サービス提供記録の作成

サービス提供事業者は、重度障害者等就労支援の提供を行った場合、提供の都度その内容を記録することとし、また記録書類を５年間保管しておかなければならない。

（提供記録の内容）

就労支援の提供日、提供した支援の具体的な内容、利用者負担額、サービス提供者等

第３章　請求事務について

１　請求の際に必要な書類

サービス提供事業所はサービス提供を行った翌月に以下の書類を提出する。

① 請求書（様式第 13 号）
② 明細書（様式第 14 号）
③ 実績記録票の写し
④ 利用者負担額管理表の写し【負担上限月額が 0 円の場合は不要】
⑤ 契約内容報告書【新規契約時・契約変更時・契約終了時に提出】
⑥ 口座振替申込書【初回請求時及び登録口座等に変更があった場合に提出】
⑦ 委任状（口座振替申込書の申請者が法人代表者でない場合（例：管理者・支所長など））
【初回請求時及び登録口座等に変更があった場合に提出】
⑧①～③及び⑤のデータを入れた CD-R（ラベルに事業所番号・事業所名・提出年月を記入）

※CD-R の返却はできませんのでご了承ください。
※①～③及び⑤～⑦については、ウェルネットなごやに様式を掲載しています。
名古屋市の事業者システムで①～③、⑤及び⑧を作成することができます。
事業者システムはウェルネットなごやよりダウンロードできます。

＜実績記録票の提出について＞

以下のいずれかの写しを提出してください。

・事業者システムで印字したものにサービス提供者名・利用者確認があるもの（利用者負担額を見え消し修正する）
・事業者システムで印字したもの、及び手書きのものにサービス提供者名・利用者確認があるもののセット（印字したものは利用者負担額の見え消し修正は不要）
・手書きのものにサービス提供者名・利用者確認があるもののみ（事業者システムを利用していない事業所の場合）

＜契約内容報告書について＞

受給者証の事業者記入欄に記入の上作成してください。欄番号に注意してください。

＜提出書類の並べ方について＞

① ～⑦の順番に並べ、提出をしてください。

２　請求書提出先

〒460－8508
名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課認定支払係

３　請求締切日

サービス提供月の翌月 15 日（当日消印有効。土日祝日の場合は直前の開庁日。）

４　支払日

請求月の翌月末（土日祝日の場合はその前日）

【お問合せ先】
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課認定支払係
電　話：052－972－2639
ＦＡＸ：052－972－4149

重度障害者等就労支援事業に係るＱ＆Ａ

Ｎｏ	質問	回答
1	いわゆる「あはき業」等について、請求書類作成支援は対象となるか。	同行援護において認められる「代筆・代読」として、ガイドヘルパーが書類を代読し、利用者が口頭で指示する内容を代筆（入力）することは可能です。なお、支給決定区分が同行援護対象者の者については、事業所等において請求書類を作成するための代筆・代読支援を月に 10 時間以内まで支給決定の対象としています。
2	いわゆる「あはき業」等について、事業所の清掃（ベットメイキングを含む）についても対象となるか。	要綱において、「介護者が主体的に行う業務」は重度障害者等就労支援の対象としないと規定していること、同行援護や障害者雇用納付金制度に基づく助成金においても想定していないことを根拠として、本事業の支援内容の対象とはなりません。
3	「第２章３（４）支援の範囲について」において、ヘルパー（介護者）が主体的に行う業務は支援の対象とならないとあるが、支援対象となる場合とならない場合の違いをご教示ください。	介護者は、重度障害者等が抱えている障害よって自身で行えない業務への支援を提供することを可能としております。一方、介護者は会社の従業員ではないため、重度障害者等が自身で行える業務を代わりに行うことは介護者が主体的に行う業務と判断され、本事業の対象とはなりません。 【具体例】 （支援対象となる場合） 重度肢体不自由であり、コミュニケーションが文字盤と独特なものであるため、商談相手との交渉の場面において慣れたヘルパー（介護者）よりコミュニケーション支援を受ける。 （支援対象とならない場合） ＰＣの入力作業が可能な重度障害者等の代わりに介護者であるヘルパーが重度障害者等が不在の場面でＰＣの入力作業を行う。
4	ヘルパーの 2 人派遣は可能か。	就労支援中に 2 人派遣が必要な場合においては、区・支所にてその必要性が認められており、受給者証特区事項欄に「2 人介護可」の記載がある場合に 2 人でのサービス提供が可

Ｎｏ	質問	回答
		能です。
5	移動支援事業や地域活動支援事業と同様に、本事業にかかる事前の事業所登録の必要はないのか。	重度訪問介護、行動援護、同行援護の指定を受けた事業者を、重度障害者等就労支援事業者としてみなすため、手続きは不要です。
6	請求時の事業所番号は障害福祉サービスの指定事業所番号を使用するのか。	お見込みのとおり。
7	就労中に利用者の体調が悪くなり医療機関に付き添い支援をした場合は算定対象となるか。	本事業の算定対象とはなりません。 医療機関への付き添いに係る支援については、当該障害者が支給決定を受けている外出系サービスにおいて医療機関への付き添い支援を認められている場合には、当該外出系サービスにおいて算定を行います。
8	就労場所と自宅が異なる場合で、利用者がヘルパーの介助なしで就労場所に行くことができる場合は、就労場所から支援を開始してよいか。	就労場所から支援の開始が可能です。
9	利用者の休憩時間に支援を行った場合は、算定の対象となるか	自宅が就労場所で、休憩時間に支援が必要な対象者については、休憩時間に必要な支援にかかる時間数が居宅介護又は重度訪問介護にて支給決定がされていると想定されるため、当該サービスにおいて算定を行います。 就労場所が自宅以外の場合や出張先、外出先において休憩時間の支援が必要な対象者については、休憩時間において必要な支援にかかる時間数が外出系サービスにおいて支給決定されていると想定されるため、当該外出系サービスにおいて算定を行います。
１０	重度訪問介護対象者について、外出加算の算定には、重度訪問介護加算移動と同様、加算の支給決定が必要であるか。	支給決定は不要です。 外出加算については、出張等に伴う外出の介護をした場合に 1 日につき 1500 円の算定が可能となります。

Ｎｏ	質問	回答
１１	重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業者指定を受けた事業者が重度障害者等就労支援事業のサービス提供事業者となるとあるが、実際に支援に入るヘルパーの資格要件はあるのか。	ヘルパーの資格要件は、それぞれの対象者に該当する障害福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）を提供する場合と同様です。
１２	重度訪問介護対象者について、一日に複数の事業所が、外出にかかる支援を行った場合について、各事業所ごとに外出加算を算定することは可能か。	事業所ごとに算定が可能です。